

平成30年7月

事業主各位

新規高等学校卒業者の募集・採用における「文書募集の規制」遵守のお願い

熊本労働局

日頃から、新規学校卒業者の募集・採用につきまして、格別のご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、新規高等学校卒業者の就職に係る推薦及び選考開始期日等並びに文書募集開始時期等の遵守については、学校教育の充実を図り、職業紹介を円滑に実施する観点から、全国高等学校長協会、主要経済団体、文部科学省及び厚生労働省において検討し定めているところですが、最近、「文書募集の規制」に抵触する事案が発生しております。

「文書募集」とは、「新聞、雑誌、その他の刊行物に広告等を掲載したり、頒布することによって労働者を募集すること。（インターネットを利用する募集も含む。）」と定義され、募集情報等提供事業会社を利用し、高校生および進路担当教諭を対象とした就職情報や進路情報冊子、Webサイトに求人募集を掲載する場合も含まれます。

つきましては、募集情報等提供事業会社を利用する場合は、その情報提供時期および掲載内容が、「文書募集の規制」に合致しているか、必ず確認したうえでお願い申し上げます。

また、新規高等学校卒業者に対する求人活動は、7月1日以降にハローワークにおいて求人内容等が適正であることの確認印を受けた求人票を用いて、高等学校を通して行わなければならないことになっています。企業説明会等において、解禁日前に求人内容を伝えたり、募集とみなされる行為を行わないようご注意ください。また、解禁日以降であってもハローワークで確認を受けた求人内容でなければなりません。

ご不明な点等ございましたら、管轄ハローワーク学卒業業務担当部門へお問い合わせください。

今後も、事業主の方のご理解のもと、高校生の就職について公平かつ公正な採用選考を実施いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

* 「文書募集の規制」について、裏面を必ずご確認ください。

【文書募集の規制】

新規高等学校卒業者を対象とする文書募集は、卒業年の前年の7月1日（※）からです。なお、7月1日以降、次の条件をすべて満たす場合には、文書募集を行うことができます。

- ① ハローワークの確認を受けた求人であって、当該求人票記載内容と異なるものでないこと。
- ② 広告等掲載にあたっては、ハローワーク名及び求人番号を掲載すること。
- ③ 応募者の受付は、学校またはハローワークを通じて行うこと。

【文書募集】・・・新聞や雑誌、その他の刊行物に広告等を掲載したり、頒布することによって労働者を募集すること。（インターネットを利用した募集も含む。）

ご注意ください!!

～次の場合は「文書募集の規制」に抵触します！～

（ケース1）

5月発行の高校生向け進路ガイドに、自社への入社や応募をよびかける企業情報の掲載を依頼した。

* 求人票公開前（7月より前）に、求人募集情報を提供することはできません。

なお、具体的な求人条件を掲載した場合だけでなく、掲載内容に「待っています」、「一緒に働きましょう」など、応募・入社を呼びかける内容が含まれているだけでも文書募集に該当しますので、ご注意ください。

（ケース2）

求人票公開前の6月に、自社ホームページにおいて、来春卒業予定の高校生に向けて、求人募集を掲示した。

* 掲示方法は、自社ホームページ以外にも、各種WebサイトやSNSなども含まれます。

なお、求人票公開日以降、ハローワーク名および求人番号を付記しての掲載をお願いします。

（ケース3）

高校生向け進路ガイドに、求人票とは異なる労働条件を掲載した。

* ハローワークで確認を受けた求人内容でなければなりません。

例：・求人票では正社員としていたが、ガイドでは入社後3か月はアルバイトとの条件が記載されていた。

・求人票に記載がない職種の募集を記載した。

（ケース4）

企業情報ガイドに求人情報を掲載したが、ハローワーク名および求人番号の掲載がなかった。

なお、抵触した場合は、その情報等の掲載を依頼した企業がハローワークの指導対象となり、指導が完了するまで、求人票の返戻や求人公開、求人への応募推薦が一時停止されるなど、採用選考活動に影響を及ぼすことがありますので、充分にご注意ください。